

《論 説》

国選犯罪被害者弁護士制度の現状とあるべき姿

——北欧の制度を参考にしつつ——

齋 藤 実

1 はじめに

(1) 被害者参加弁護士制度について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）18条は、国が「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」を講ずることを規定している。これを受けて、2008年12月より、被害者参加制度（刑訴法316条の33第1項以下）が運用されている。

この運用に合わせて犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）11条以下で、国選被害者参加弁護士制度が規定された。この制度の趣旨は、「被害者参加人（略）の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律附則10条）ことにある。

具体的には、「(略)被害者参加人であって、その資力(略)が基準額(略)に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる」と規定する（11条1項）。日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、「前条第一項の規定による請求があったときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならない」とし（12条1項）、裁判所は、「第十一条第一項の

規定による請求があったときは、・・・当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする」とした(13条1項)。

このように被害者参加をした犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、一定の資力要件を満たすことを条件に、国選被害者参加弁護士に依頼することができる。

(2) 国際的潮流について

国連は、Sustainable Development Goalsとして17目標と169ターゲットを掲げている。目標16では「持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する」と、さらに「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」としている¹⁾。

また、2021年3月に行われた第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)で出された「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」の中では、「被害者の権利保護」について言及している。その中で、「犯罪被害者の権利利益を保護し、刑事司法のあらゆる段階で犯罪被害者を支援するために努力し、補償と賠償を得る可能性を含め、被害者の回復を支援し得る手段を提供するように努める」とした²⁾。

このように犯罪被害者等の権利保護を充実させることは、まさに国際的な潮流であり³⁾、その中でも、「司法への平等なアクセス」は重要な今日的な課題で

1) 外務省(仮訳)000101402.pdf(mofa.go.jp)(2021年9月18日アクセス)。

2) 会議|プログラム|京都コンgres 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(moj.go.jp)(2021年9月18日アクセス)。

3) 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会では、このような国際的な潮流の中、京都コンgresにおいて「被害者の刑事手続への参加とリーガルアクセス」と題して再度イベントを開催した。日本弁護士連合会:京都コンgresにおいて日弁連が主催・関与したサイドイベント(Ancillary Meeting)(nichibenren.or.jp)(2021年9月18日)

ある。犯罪被害者等への支援が進む国々も様々な支援策を講じているが、その中でもスウェーデンやフィンランドなどの北欧諸国では、SDG s に先駆けて犯罪被害者等への支援策を拡充してきた。犯罪被害者等が司法に等しくアクセスできるための支援策も充実させており、国選の弁護士により犯罪被害者等を支援するための制度を整えてきた。

(3) 国選被害者参加弁護士制度の課題

国選被害者参加弁護士制度は、国際的な潮流に沿ったものと言えるものの、いくつかの課題を抱えている。

第1は、捜査段階では国選被害者参加弁護士制度を選任することはできないことである。犯罪被害者等は被害者参加人であることが前提であり、捜査段階では依頼することはできない。犯罪被害者等は、事件直後から、捜査機関との関係、加害者との関係、さらにはマスコミや周囲との関係などで法的専門家の支援が必要となる。とすると、弁護士による事件直後からの支援は必須のものである。

第2は、たとえ公判段階でも、被害者参加人であることが前提である以上、被害者参加の対象犯罪以外は国選被害者参加弁護士に依頼することができない。被害者参加の対象事件は限られている(刑訴326条の33第1項)。故意の犯罪行為で人を死傷させた罪(1号)、強制性交等・強制わいせつなどの罪、逮捕・監禁などの罪(2号)、過失運転致死傷などの罪(4号)などである。それ以外の例えば、「児童に淫行をさせる行為」を処罰する児童福祉法違反(34条1項6号)などは、国選被害者参加弁護士に依頼することはできない。

第3は、資力要件を要求していることである。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律11条1項で「手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額(略)を控除した額が基準額(略)に満た

アクセス)。

ないもの」と規定され、その基準額は200万円未満とされる。この基準額が妥当かを論じる以前に、そもそも犯罪の被害に遭遇しながら資力要件を設けるべき必要性があるとは首肯し難い。

法務省では、2020（令和2）年、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」⁴⁾を立ち上げ、国選の弁護士により犯罪被害者等を支援するための制度の拡充の道を探り始めた。

現行法で規定されている国選被害者参加弁護士制度では、犯罪被害者等の支援としては到底十分なものとはいえない。国費によって犯罪被害者等を広く支援する弁護士制度（以下では「国選犯罪被害者弁護士制度」と呼ぶ。）を拡充すべきことは急務である。具体的には、犯罪被害者等が、事件の直後から依頼することができるとともに（事件直後の依頼）、法定刑に懲役刑・禁錮刑が規定されるすべてを対象事件とし（対象事件の拡大）、さらには資力要件を撤廃すべき（資力要件の撤廃）であろう。

本稿は、日本の状況とともに、国際的な潮流、特に北欧の制度と比較をしながら、被疑者国選制度の制定過程も参考にしつつ、国選犯罪被害者弁護士制度のあるべき姿について検討したい。

2 弁護士の犯罪被害者等支援の活動範囲

(1) 国選被害者参加弁護士としての活動について

被害者参加した犯罪被害者等が弁護士に委託する数は増えており、「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一被害者等の人員別一地方裁判所管内全地方裁判所・全簡易裁判所別」では、2009（平成21）年度、被害者参加を許可された人数は560人、被害者弁護士⁵⁾委託の届出があった人

4) 法務省：犯罪被害者支援弁護士制度検討会 (moj.go.jp) (2021年9月18日アクセス)。

5) 2(1)における名称等の呼称については基本的に「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一被害者等の人員別一地方裁判所管内全地方裁判所・

数は367人（その中で、国選被害者参加弁護士への委託があった人数は131人。被害者参加を許可された人数全体の約23%、被害者弁護委託の届け出があった人数の中では約35%。）であった⁶⁾。2020（令和2）年度、被害者参加を許可された人数は1377人、被害者弁護士委託の届け出があった人数は1116人（その内、国選被害者参加弁護士への委託があった人数は614人。被害者参加を許可された人数の約45%、被害者弁護委託の届け出があった人数の約55%。）⁷⁾であった。このように2009年から2020年の間に被害者参加を許可された人数は560人から1377人と増えているが、国選被害者参加弁護士に委託した割合も131人から641人となっており、被害者弁護委託の届け出があった人数の中での割合も増加している。

(2) 弁護士の活動範囲について

犯罪被害者等を支援する弁護士の活動範囲は被害者参加に限られない。『2016年版 弁護士白書』では、弁護士の犯罪被害者等支援の活動範囲として、①手続に関する説明、②告訴状作成、③事情聴取等の付添い、④加害者との示談交渉の代理、⑤マスコミ対応、⑥損害賠償請求をあげている⁸⁾。また、2012（平成24）年に日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から出された「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」⁹⁾では、これらの活動に加えて、被害届提出、告発、法廷傍聴付添い又は少年審判傍聴付添い、修復的司法の一環としての加害者側との対話、犯罪被害者等給付金申請さらにはDV事件でのシェルターへの保護などもあげている。犯罪被害者等を支援する弁護士の活動範囲は広範かつ多岐に渡る。

これらの活動の多くが捜査段階での活動であり、しかも事件直後からの活動

全簡易裁判所別」に従った。

6) 004800.pdf (courts.go.jp) (2021年9月18日アクセス)。

7) 第43表 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった終局人員一被害者等の人員別一全地方裁判所・全簡易裁判所別 (courts.go.jp) (2021年9月18日アクセス)。

8) 日本弁護士連合会『2016年版 弁護士白書』(2016年、日本弁護士連合会) 117ページ。

9) opinion_120315_12.pdf (nichibenren.or.jp) (2021年10月3日アクセス)。

も含まれている。例えば、特に世間の注目を集める事件では、事件の直後からマスコミからの過剰ともいえる取材にあうことが少なくない。犯罪被害者等が最低限の平穏な生活を送るためには、弁護士によるマスコミ対応は不可欠である。

このように犯罪被害者等の支援に関わる弁護士の活動範囲は広範かつ多岐である。にも関わらず、以下に述べるように、現在、国費により犯罪被害者等が弁護士から支援を受けることができる制度は国選被害者参加弁護士制度のみである。

3 弁護士費用の負担を軽減する制度

(1) はじめに

弁護士を依頼するにあたり弁護士費用が発生する。犯罪被害者等の弁護士費用の負担を軽減する制度として、主として¹⁰⁾ ①国選被害者参加弁護士制度、②民事法律扶助制度、さらには③日弁連による犯罪被害者等法律援助事業がある¹¹⁾。

(2) 国選被害者参加弁護士制度について

前述の通り、「資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため」(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律附則10条)に規定されたが、さらにその趣旨を説明すると「犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが一般に少なくない犯罪被害者等が、被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加できるようにするためには、必要に応じて弁護士による援助を受けることが重要」¹²⁾

10) 例えば、被害者参加旅費等支給制度などもある (https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankaryohi/index.html 2021年10月31日アクセス)。

11) 『令和2年度版 犯罪被害者等白書』https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2020/html/zenbun/part1/s1_1.html(2021年8月23日アクセス)。

12) 三井誠他『新基本法コンメンタール【第3版】刑事訴訟法』(日本評論社、2018年)

ということにある。

国選被害者参加弁護士制度が創設されたことの意義が大きい。もっとも、この制度には限界があることは前述の通りである。すなわち、捜査段階では同制度は適用されず、公判段階であっても被害者参加対象事件以外では同制度を用いることができず、さらには一定の資力要件を規定している。

(3) 民事法律扶助制度について

民事法律扶助制度は、損害賠償や保護命令の申立等、民事裁判等の手続を希望する犯罪被害者等が弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合に¹³⁾、法テラスが弁護士費用等の立替えを行うものである。損害賠償命令制度の利用にあっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる^{14) 15)}。

もっとも、民事法律扶助制度は無償ではないのが原則である。毎月分割で立替えた費用を償還し、最終的には犯罪被害者等が負担することになる。

491ページ。

- 13) たとえば、東京、大阪などの生活保護一級地以外の場合で、同居家族がいない場合には、手取り月収額は18万2000円以下であることが必要であるhttps://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/faq/faq_3.html(2021年9月20日アクセス)。
- 14) なお、2014(平成26年)4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても、民事法律扶助制度の対象となった(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2020/html/zenbun/part1/sl_1.html 2021年8月23日アクセス)。
- 15) なお、2018年1月に総合法律支援法が改正され、同法30条5項で「特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(略)第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律(略)第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(略)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施すること」も業務範囲に含まれる。

(4) 日弁連による犯罪被害者等法律援助事業について

2007年度から実施されている制度で、犯罪被害者等の代理人として活動する弁護士に対して、犯罪被害者等に代わって日弁連が弁護士費用を支払う¹⁶⁾。加害者の告訴・告発や捜査機関から犯罪被害者等に対する事情聴取、報道機関からの取材等に対する対応、裁判傍聴の付添いなどにかかる弁護士費用の支援を行う。さらには、犯罪被害者等給付金申請等の行政手続に関する弁護士費用等の援助なども含まれる。この制度は人命や身体を害するような犯罪や性犯罪などの被害者等を対象とし、原則として預貯金などの資産の合計額が300万円以下であることが必要となる。財源は、2011年2月に創設した日弁連の会員から徴収される特別会費によって賄われており、2018年度には約1億8000万円を支出した¹⁷⁾。

(5) 民事法律扶助制度と犯罪被害者等法律援助事業の限界について

これら3つの制度の中で、国費で弁護士費用が賄われているのは、国選被害者参加弁護士制度のみである。民事法律扶助は最終的には被害者本人が償還することとなり、また犯罪被害者等法律援助事業は国ではなく日弁連の負担となる。

民事法律扶助制度は、犯罪被害者等のために制定された制度ではなく、犯罪被害者等にいわば援用して運用していると言ってもよい。そのため、犯罪被害者等に必ずしも使い勝手の良い制度とは限らない。その一つが、資力要件が認められていることであり、資力要件を満たさないものは利用することができない。のみならず、資力要件を満たす犯罪被害者等であっても、最終的には弁護士費用を償還することになり自己負担することになる。

16) 日本弁護士連合会：法律援助事業のご案内 (nichibenren.or.jp) (2021年10月3日アクセス)。

17) 国費による犯罪被害者等支援弁護士制度の導入を求める意見書 (nichibenren.or.jp) (2021年10月3日アクセス)。

日弁連の「国費による犯罪被害者等支援弁護士制度の導入を求める意見書」では、犯罪被害者等法律援助事業がこの10年間で4倍もの利用件数となり2018年度の支出額が約1億8000万円であったのに対し、国が負担する国選被害者参加弁護士の報酬額が同年度は1億3100万円であったことを対比しつつ、「今後の利用件数の増大は予測不可能で、いつ財源不足に陥るかもしれない、当連合会として、いつまで事業を存続させられるかは予断を許さない状況となっている」としている¹⁸⁾。

このように見てくると、民事法律扶助も犯罪被害者等法律援助事業もいずれも制度上の限界を抱えているといわざるを得ない。

4 国費による犯罪被害者等支援弁護士制度導入の議論について

(1) 経済的支援に関する検討会の「最終とりまとめ」

第1次犯罪被害者等基本計画を受けて設置された「経済的支援に関する検討会」において、平成19年9月に「最終取りまとめ」¹⁹⁾が出されている。

ここでは「弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者等が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく『民事法律扶助』及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された『犯罪被害者等法律援助事業』がある」としたうえで、「日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図ら

18) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_191122_2.pdf(2021年10月2日アクセス)。なお、利用件数は、2008年度は380件程度であったが、2018年度には1600件程度、2019年度は1700件程度となっていた(犯罪被害者等支援弁護士制度検討会(第1回)議事要旨・長谷川桂子委員の発言による。第1回議事要旨(moj.go.jp)2021年10月12日アクセス)。

19) untitled(npa.go.jp)(2021年10月2日アクセス)。

れるよう努めるべきである」とする。

(2) 日弁連からの提言

2012（平成24）年3月15日に日弁連から出された「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」では、被害者法律援助事業について、「援助費用については全面的に国費負担とすべく、総合法律支援法をこれに沿って改正すべき」としている²⁰⁾。

その後、2019（令和元）年11月22日に出された意見書²¹⁾では、「犯罪被害者等の権利利益を守るためには、弁護士による法的支援が極めて重要である。そうであるとすれば、犯罪被害者等が弁護士による十分な支援を受けられるよう、弁護士費用の公的な援助制度を設けることは、本来、国の責務と言うべきである。したがって、国は、犯罪被害者法律援助事業について、その援助費用を給付型の国費負担とする、犯罪被害者支援弁護士制度を導入すべきである。」とした。

このような意見書も相まって、国選犯罪被害者等弁護士制度の重要性が徐々に認識されるようになった。そして、2021（令和3）年、国の動きに変化がみられた。

(3) 法務省「犯罪被害者等支援弁護士制度検討会」について

法務省は、前述のように、2020（令和2）年、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を立ち上げた。この検討会の趣旨は、「これまで、犯罪被害者の方々に対しては、総合法律支援法に基づく日本司法支援センター（略）によるDV等被害者法律相談援助等の犯罪被害者支援事業を実施してきたところ、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害

20) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_12.pdf (2021年10月2日アクセス)。

21) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_191122_2.pdf (2021年10月2日アクセス)。

者の範囲、支援の在り方等について、法制度化に向けた課題を含め広く検討し、論点整理を行う」²²⁾ という点にある。

同検討会では6つの論点を中心に議論が展開されたが²³⁾、その中でも、「日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか」という論点は、問題の本質が含まれている。

日弁連の被害者法律援助制度の一部又は全部の国費負担に否定的な意見も有力に主張されていた。その理由につき、経済的に弁護士による犯罪被害者等支援に大きな劣位的格差がありこれを放置することが民主主義社会の中で許容できないか否かを検討すべきとするもの、犯罪被害者等のための国費投入の効果が本来弁護士費用を負担すべき加害者側に対する経済的支援となるとするもの、まずは既存の民事法律扶助の利用促進等を図るべきとするもの等である。

他方で、肯定的な意見は、被害の重大性等から公訴提起前から弁護士の支援を検討すべきとするもの、まず性犯罪の犯罪被害者等だけでも支援を実現すべきとするもの、性犯罪以外にも深刻な被害結果をともなう犯罪は支援を拡大すべきとするもの、さらには、犯罪被害者等は理不尽に本来遭うはずのない被害に遭い、一定の資力があっても、被害後は就労も困難となるケースもあることも考慮し、資力を問わず援助の対象とし、かつ、償還不要の給付制とすべきとするもの等の意見があった。

これらを見ると、否定的な意見の一つの根拠は、犯罪被害者等は果たして国費を投入するほどの経済的格差に置かれているか、という点を根拠にしているようである(肯定的な意見も民間支援団体への国費投入をまずは検討すべき、とする意見が一部あるようである)。

そもそも、犯罪被害者等支援の歴史の中で、犯罪被害者等への経済的支援が大きな地位を占めてきた。このことは犯罪被害者等が、犯罪被害により経済的格差を生じたことを示すものである。のみならず、犯罪被害者等はある日突然、

22) 001326407.pdf (moj.go.jp) (2021年10月12日アクセス)。

23) 法務省「犯罪被害者等支援弁護士制度検討会」論点整理の結果について (<http://www.moj.go.jp/content/001346240.pdf> 2021年7月18日アクセス) 4～5頁。

犯罪の被害に巻き込まれそのような状況に追い込まれる。誰が犯罪の被害に巻き込まれるか分からない。とすれば、このような状況にある人に対して、国が弁護士費用を支払い、犯罪前の生活に戻ることができるように最大限の努力をするべきことは当然であろう。

なお、民間支援団体が積極的な活動をしながら、財政的基盤に乏しい状況に追い込まれている。このことは、憂慮すべき状況であり、国の財政的援助をすべきであろう。もっとも、この問題は、国選被害者弁護人制度とは別の問題として議論するべきである。

5 被疑者国選弁護人制度について

(1) はじめに

かつて加害者側も、捜査段階には国選弁護人制度はなかった。被疑者国選制度は2004（平成16）年の刑訴法改正（平成16年法律第62号）で初めて実現した。

この議論は、現在の国選犯罪被害者弁護士制度の議論とも類似していることから、被疑者国選弁護人制度の導入について検討したい。

(2) 被疑者国選弁護人制度について

2004（平成16）年の刑訴法改正（平成16年法律第62号）で、被疑者国選弁護人制度が37条の2以下に規定され「勾留状が発せられている場合」で「被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」に被疑者のための弁護人を付さなければならないとされた。

この導入の意義や必要性は、司法制度改革審議会意見書²⁴⁾で以下のように述べられている。すなわち、「刑事司法の公正性の確保という点からは、被疑者・被告人の権利を適切に保護することが肝要であるが、そのために格別重要な意

24) <https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-2.pdf>(最終アクセス日2021年10月1日)。

味を持つのが、弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保することである。しかるに、資力が十分でないなどの理由で自ら弁護人を依頼することのできない者については、現行法では、起訴されて被告人となった以後に国選弁護人を付すことが認められているにとどまる。被疑者については、弁護士会の当番弁護士制度や法律扶助協会の任意の扶助事業によって、その空白を埋めるべく努力されてきたが、そのような形での対処には自ずと限界がある(略)。これに加え、充実しかつ迅速な刑事裁判の実現を可能にする上でも、刑事弁護体制の整備が重要となる」ことから導入されたとされる。

さらに同意見書は、「従来の実務においては、ほとんどの被疑者が弁護人の援助を受けないまま捜査の終結を迎えることにより、十分に防御権を行使できずに事件が固まってしまうことが多く、人権侵害や誤判に至ることさえあった。・・・被疑者の経済的問題のために、あるいは弁護人依頼権の実質的な意味や当該被疑事件にとって必要な弁護活動について被疑者が十分に認識・理解できないために、弁護士による援助が困難となるケースが多い。ゆえに弁護権は、国選弁護制度によって真に十全になるといえよう」²⁵⁾とする。

(3) 国選犯罪被害者弁護士制度との比較

かつて被疑者段階の弁護人制度は、弁護士会あるいは法律扶助会の任意の扶助事業に頼っており、現在の犯罪被害者等に関する弁護士制度と類似した状況にあった。同意見書が、「弁護士会の当番弁護士制度や法律扶助協会の任意の扶助事業によって、その空白を埋めるべく努力されてきたが、そのような形での対処には自ずと限界がある」としていることは、被疑者のみならず犯罪被害者等にもそのままあてはまる。

犯罪被害者等も、前述の通り、捜査段階において、例えばマスコミ報道などにより人権侵害が生じることは少なくない。事件のその日から、マスコミ報道に対応する必要が生じることから、弁護士の支援が不可欠である。また、十

25) 後藤昭他編『新・コンメンタール刑事訴訟法(第2版)』(日本評論社、2013年) 86ページ。

分に刑事手続に関する説明を受けていないばかりに制度の理解が出来ず、被害の届出や告訴・告発が出来ないこと、事情聴取において十分に事実等を聴取されないことも生じうる。さらには、取調官から二次被害を受け、あるいは加害者側の弁護士から執拗な示談交渉を迫られ途方に暮れることも少なくない。これらは弁護士に依頼することで防ぎうる可能性が高い。「経済的問題のために、・・・当該被疑事件にとって必要な弁護活動について被疑者が十分に認識・理解できないために、弁護士による援助が困難となるケースが多い」ことは、被疑者のみならず犯罪被害者等であっても同様である。とすれば、犯罪被害者等にも事件直後から、国選犯罪被害者弁護士を付すべきであろう（なお、被疑者は「勾留状が発せられている場合」に弁護人を選任できるが（刑訴法37条の2）、犯罪被害者等については事件直後からとするべきであろう）。

6 北欧における国費による犯罪被害者等弁護士制度について

(1) はじめに

北欧諸国は、最先端の犯罪被害者等を支援する制度を有する。例えば、徐々に日本でも知られるようになった犯罪被害者庁はスウェーデン²⁶⁾やノルウェー²⁷⁾に設置されている²⁸⁾。北欧諸国は、国費により犯罪被害者等を支援す

26) スウェーデンの犯罪被害者庁を日本に初めて紹介した文献として、細井洋子・矢野恵美「福祉国家スウェーデンと犯罪」東洋大学社会学部紀要第37-1（1999年）5～72ページ。矢野恵美「スウェーデンにおける国による被害者対策と「女性に対する暴力」への対策」被害者学研究第22号（2012年）67～82ページ。

27) ノルウェーの犯罪被害者庁について、齋藤実「ノルウェーの犯罪被害者庁及び回収庁の現在（いま）」獨協法学103号（2018年）115～129ページ、同「ノルウェーにおける犯罪被害者庁の現在（いま）：暴力犯罪補償庁及び犯罪被害者支援地方事務所を中心として」獨協法学98号（2015年）1～18ページ。

28) 両国の犯罪被害者庁についてまとめたものとして、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会「ノルウェー・スウェーデン・フィンランド犯罪被害者支援制度に関する調査報告書～2014・2017年北欧調査結果～」(2017年)<https://www.nichibenren>.

るための弁護士制度も整えている。

その中でも制度が進んでいる国の1つがスウェーデンである。スウェーデンでは被害者弁護人制度²⁹⁾を整備している。法定刑に拘禁刑のある犯罪の犯罪被害者等であれば誰でも、被害者弁護人を捜査段階から、自らの資力に関わらず被害者弁護人に依頼できる。またフィンランドでも公設弁護士制度を有している。軽微な犯罪以外の犯罪被害者等であれば誰でも、捜査段階から公設弁護士に依頼できる。

(2) スウェーデンの被害者弁護人制度

スウェーデンの被害者弁護人制度の歴史は、1984年に遡る(司法手続法第20章第15条)³⁰⁾。同制度の制定当時、被害者弁護人は性犯罪被害者の支援者の一部としての位置づけであった。1986年に政府報告書「被害者弁護人」が提出され、その結果、1988年に被害者弁護人法が制定された。同法で「被害者には、捜査と裁判の間、国費による特別な支援—被害者弁護人—を受ける権利がある」とされた。裁判のみならず捜査段階から、被害者弁護人制度が認められていた意義は大きい。もっとも、当初、同法の適用範囲は重大な性犯罪のみであった。

その後、被害者弁護人制度の重要性が広く認知されると、適用範囲が拡大さ

or.jp/library/ja/committee/list/data/norway_sweden_finland_report.pdf(2021年9月22日アクセス)、齋藤実「世界の被害者学(第28回)北欧における犯罪被害者等政策：犯罪被害者庁を中心として」被害者学研究29号(2019年)86～97ページ、同「刑事手続における損害賠償命令制度の現状と課題」獨協法学106号(2018年)172～158ページ、同「北欧における犯罪被害者庁について：ノルウェーの市民庁・被害者支援政策を中心として(特集：犯罪被害者支援現状と課題)」自由と正義64巻12号(2013年)29～33ページ。

29) 矢野恵美「国による被害者対策についての一考察—スウェーデンの被害者弁護人制度を中心に」被害者学研究第17号(2007年)33～51ページ。

30) スウェーデンの被害者弁護人制度については、矢野恵美「犯罪被害者の法的地位」法学研究第80巻第12号(2007年)507～535ページに寄った。なお、本稿であげた矢野論文により、スウェーデンでは「被害者弁護人」と表記するのが一般的であることからそれに従った。

れていく。1991年には全ての性犯罪、1994年には「法定刑に拘禁刑のある刑法上の犯罪」、2001年には「法定刑に拘禁刑のある犯罪」に拡大された（被害者弁護人法第1条3項）。

被害者弁護人は捜査開始時に、裁判所によって登録されている弁護士の中から任命される（被害者弁護人法第1条）。捜査段階には、犯罪被害者の取調に立ち会う権利がある（司法手続法23章第10条3項）。また加害者の取調については、捜査権者の決定があれば、立ち会うことができる（同10条2項）。裁判段階では、刑事裁判に被害者弁護人が被害者の支援をする。さらに、スウェーデンでは付帯私訴制度が導入されており、損害賠償請求に関しても被害者弁護人が支援を行う。

被害者弁護人の費用は全て国費で賄われ、犯罪被害者等の収入には関係ない。被告人が無罪となった場合にも、犯罪被害者等が費用を支払う必要もない³¹⁾。

(3) フィンランドの公設弁護士制度

公設弁護士制度は、司法扶助法（257/2002）に規定されている。同法が規定する公設弁護士制度は、民事事件、刑事事件など幅広く対応しており、この中に犯罪被害者等弁護士制度も含まれる³²⁾。公設弁護士は公設援助事務所に所属する。その数は全国に23か所あり、フィンランド全土で6つの管区（南フィンランド、東フィンランド、フィンランド南東部、フィンランド南西部、フィンランド西部及び内陸部、北フィンランド）に分類される。もともと、犯罪被害者等が私選で犯罪被害者等弁護士に依頼した場合でも、資力基準を満たすことで、公設援助事務所から弁護士費用は支払われる。なお、弁護士には、1時間110ユーロが支払われ、最大80時間まで司法扶助の対象となる³³⁾。もともと事件の困難性などにより、支払金額の上限が引き上げられることもある。

31) 前掲矢野28) 514ページ。

32) <https://oikeus.fi/oikeusapu/en/index/hakeminen/mihinasioihinoikeusapuasaa.html> (2021年10月2日アクセス)。

33) <https://oikeus.fi/oikeusapu/en/index/hakeminen/mitaoikeusapumaksaa/costspaidbythestate.html> (2021年10月2日アクセス)。

資力要件について具体的に見ると、1カ月の収入(給与、年金、児童手当等)から住居費、生活費さらには税金などの生活をするに必要な費用を差し引く(なお、未成年の子どもがいる場合には、一人当たり300ユーロ控除される)。その残金が一カ月当たり600ユーロ未満である場合には、全額支援される。その残金が600ユーロ以上1300ユーロ未満である場合には、一部支援される³⁴⁾。また配偶者がいる場合には、2人合算した金額が計算され、全額支援は1100ユーロ未満、一部支援は1100ユーロ以上2400ユーロ未満、2400ユーロ以上では利用できない³⁵⁾。フィンランドの場合には資力要件は必要とされているものの、その基準はあくまでも1カ月の収入を基準としており、犯罪被害者等の財産自体を基準としていない。そのため、犯罪被害者等にとっても利便性の高い制度となっている。

またフィンランドにおいても、捜査段階から公設弁護士を利用することができる。さらに対象事件は、軽微な犯罪を除いて、犯罪被害者等弁護士制度の対象となっている。

7 おわりに

犯罪被害者等基本法は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」(3条1項)とする。その上で、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」(同条3項)と定めている。

今、問われているのは、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができ

34) 具体的には、800ユーロ未満の場合20%、900ユーロ未満の場合30%、1050ユーロ未満の場合40%、1150ユーロ未満の場合55%、1300ユーロ未満の場合75%を負担する(Mitä oikeusapu maksaa - Oikeusapu 2021年10月2日アクセス)。

35) <https://oikeus.fi/oikeusapu/en/index/hakeminen/millatuloillaioikeusapuamyonnetan.html> (2021年10月2日アクセス)。

る」ために、途切れることない「必要な支援等」としてどのような制度設計が適切かということである。

北欧諸国の犯罪被害者等の支援政策は、国民一人一人が平等であるという概念から来ている³⁶⁾。北欧の平等の歴史は古く、例えばフィンランドが1906年に女性に被選挙権を与えたこと等に遡り、最近ではジェンダーギャップ指数の上位に北欧諸国が常連となっていることは周知のとおりである（本稿執筆中も、アイスランド議会選で女性議員が過半数に届くかが話題となっている³⁷⁾）。

平等の概念は、犯罪被害者等への支援政策にも密接に関連する。誰がいかなるときに犯罪に遭遇するか分からない。誰でもそして何時でも、犯罪被害者になることは起こりうることである。ひとたび犯罪の被害者になれば、経済的、身体的、精神的に様々な場面で、かつてと同じように生活できなくなることが少なくない。このような不平等が生じた場合には、可能な限りそれまでの生活に戻し、一般の人々と平等となるまで引き上げて助けようとの考えが北欧の犯罪被害者等への支援政策を支えている。犯罪被害者等への弁護士制度も同様の考えが背景にある。犯罪被害に遭遇したことから様々な不平等が生じており、その不平等を解消するためには弁護士が必要であり、可能な限り国費で賄うことが平等と考えられたのである。事件直後から弁護士が必要であることは当然であるとともに、対象事件を拡大するとともに、資力要件を撤廃あるいは可能な限り緩和している。

翻って日本についてみても、犯罪被害者等が一般の国民に比して、経済的な不平等をはじめ様々な場面で不平等な状況に置かれていることは変わらない。いつ誰が犯罪被害者等になるのか分からない。犯罪は私たちが社会で共同生活している以上、残念ながら不可避免的に生じる事象である。とすれば、不可避免的な犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等には国は最大限支援を行うべきであろう。

人は犯罪被害者等の立場に置かれた時点で、既に不平等な状況が生じている。

36) 小川有美「北欧福祉国家の根っこ」『北欧文化辞典』（丸善出版、2017年）340～341ページ。

37) <https://www.bbc.com/japanese/58702339>（2021年10月31日アクセス）。

その不平等を解消するのが国の役割であり、その一つが国選犯罪被害者弁護士制度である。そのためには、犯罪被害者等が、事件の直後から弁護士に依頼することができること（事件直後の依頼）、法定刑に懲役刑・禁錮刑が規定されるすべてを対象事件とすること（対象事件の拡大）、さらには資力要件を撤廃すること（資力要件の撤廃）が必要であろう。

今、私たちに問われていることは、「再び平穏な生活を営むことができる」ための「必要な支援等」とは何であるか、ということである。この文言からは、国選犯罪被害者弁護士制度を否定する理由は見当たらない。